

1. 廃棄物とはなにか

(1) 廃棄物処理法上の定義

- ・「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。
- ・「不要物」か否かは占有者の意思による。

(2) 廃棄物の分類

- ・廃棄物 → 一廃と産廃
- ・一廃 → 家庭系一廃と事業系一廃
- ・産廃は 20 種類(種類によっては業種が限定されている)。

2. 廃棄物処理

- ・排出→収集・運搬→中間処理→最終処分
- ・中間処理は、焼却、破碎、中和、脱水、乾燥など
- ・最終処分は、埋立処分と海洋投入
- ・埋立処分には三種類
 - ① 安定型処分場……安定五品目の産廃
 - ② 管理型処分場……一廃及び地下水汚染の恐れのある産廃
 - ③ 遮断型処分場……有害産廃

3. 廃棄物の不法投棄とは

(1) 主な不法投棄のケース

ケース A: 処分場でない土地に廃棄物を投棄した場合

ケース B: 20 種類の産廃のそれぞれに応じた埋立処分又は海洋投入がなされない場合

(2) 不法投棄の常套手段

- ・廃棄物でなく資源(「占有者の意思」を利用)……豊島事件
- ・有価物偽装

(3) 「廃棄物とは」についての環境省の総合判断説

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために**不要になったもの**をいい、これらに該当するか否かは**占有者の意思、その性状等を総合的に勘案**して定めるべき」

最高裁「おから事件」判決でも、下掲のように総合判断説を採用。

[参考]最高裁平成 11 年 3 月 10 日判決(「おから事件」判決)

自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、**その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び事業者の意思等**を総合的に勘案して決するのが相当である。

(4) 産廃の埋立処分基準と保管基準

産廃の処分については廃掃法施行令に定める「埋立処分基準」が、また、その保管については廃掃法施行規則に定める「産業廃棄物保管基準」が、それぞれ適用される。

産廃が、いずれの基準を満たさずに放置されている場合、廃掃法 16 条に反する不法投棄

に当たる(不法投棄すると5年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金又はその両方が科せられる)。

4. 黒井事件は不法投棄にあたるか

- ・下関市の見解1:「コンクリートくず混じりの残土」は産廃ではない。

[参考]下関市業務日報(2009.5.20)に2009年5月15日実施の現地調査の報告として

「現地確認したところ、建設残土及び廃棄物があることは確認できたが、残土部分を廃棄物と認定することは難しいと思う」との記述あり。

反論:「残土の不法投棄」でなく「コンクリートくずの不法投棄」を問うている。

注:「コンクリートくず」でなく「がれき類」であっても同じこと。

- ・下関市の見解2:廃棄物の排出者等が明らかでない。

反論:排出者が特定されなくても不法投棄。

排出者を特定して違法行為を追及しなければならない(改善命令も出せる)。

例:産廃Gメン(千葉県庁 石渡正佳氏)

- ・下関市の見解3:生活環境保全上の支障が生じる恐れがない。

反論:生活環境保全上の支障が生じるか否かは不法投棄と関係ない

(「安定五品目の不法投棄」から明らか)。例:伊万里射撃場

注:生活環境保全上の支障が生じなくても「改善命令」(廃掃法第19条の3)は出せる。

- ・下関市の見解4:「廃棄されたものなら廃棄物」

反論:廃棄(排出)される以前に「廃棄物」となっている。

「産廃の保管基準」、「廃棄物の分別排出」、「ごみ屋敷」等から明らか。

結論

①コンクリートくずは、「コンクリートくず」であるだけで産廃。

「占有者の意思」に基づいても性状に基づいても産廃。

②コンクリートくずが保管基準も処分基準も満たさずに放置されているから、不法投棄。

付論:不法投棄をいかに追及できるか

①下関市は改善命令を出すことができる

下関市は改善命令(産廃の処分方法の変更その他必要な措置を命じること。廃掃法19条の3)を出すことができる。

②下関市が措置命令を出すことは困難

下関市が措置命令(不法投棄の結果、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合に支障の除去を命じること。廃掃法19条の5)を出すことは困難。

∴コンクリートがらによって生活環境保全上の支障が生じるとは言い難い。

③マニフェスト(廃棄物管理票)に係る義務違反を犯した者には罰則あり

管理表の不交付・不送付、虚偽記載等の義務違反をした者は「一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」(廃掃法27条の2)。

④不法投棄に罰則あり

不法投棄には5年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金又はその両方が科せられる(25条)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者